

平成29年6月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第24号

松伏町監査委員の選任について

1 趣旨

松伏町監査委員鈴木勝が退職したことに伴い、後任として長谷川真也を選任することについて同意を求めるもの

2 任期

選任の日から議員の任期満了の日まで

議案第25号

専決処分の承認を求めることについて（松伏町税条例等の一部を改正する条例）

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例等を改正する必要性が生じ、平成29年3月31日に松伏町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化する。（第33条、附則第16条の3、附則第20条の2、附則第20条の3関係）

イ 児童福祉法の規定により町の認可を得た者が直接次の事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の特例率を適用する。（第61条の2関係）

事業	特例率
家庭的保育事業（第1項）	2分の1
居宅訪問型保育事業（第2項）	2分の1
事業所内保育事業（第3項）	2分の1

ウ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する。（附則第8条関係）

エ 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に一定の政府の補助を受けた者が事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産について、その者が引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、固定資産税の課税標準を補助開始日から5年度間は2分の1とする。（附則第10条の2関係）

オ 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったもの等に係る固定資産税の減額を受けようとする者は、当該改修が完了した日から3月以内に、申告書を町長に提出しなければならない。（附則第10条の3関係）

カ 平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度に次の特例措置を講ずる。（附則第16条関係）

(ア) 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、税率の概ね100分の75を軽減

(イ) ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる3輪以上の軽自動車について、税率の概ね100分の50を軽減

a 基準エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分

- の 130 を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車
- b 基準エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 135 を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車
- (ウ) ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる 3 輪以上の軽自動車について、税率の概ね 100 分の 25 を軽減
 - a 基準エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車
 - b 基準エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車
- キ 減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者等を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講ずる。(附則第 16 条の 2 関係)
- ク 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その適用期限を 3 年延長する。(附則第 17 条の 2 関係)
- ケ その他地方税法の一部改正に伴う規定の整備

(2) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正 (第 2 条)

国民健康保険税の減額措置に係る所得判定基準を次のとおり改定する。

区分	現行	改正後
5 割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>265,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>27 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
2 割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>48 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>49 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

(3) 松伏町税条例等の一部を改正する条例の一部改正 (第 3 条)

規定の整備

(4) 松伏町税条例の一部を改正する条例の一部改正 (第 4 条)

規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日。ただし、2 (3) 及び (4) については、公布の日

(2) 町民税に関する経過措置

2 (1) ア、ウ及びクは、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(3) 固定資産税に関する経過措置

ア 2 (1) エ及びオは、平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 28 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 2 (1) イは、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(4) 軽自動車税に関する経過措置

ア 2 (1) カ及びキは、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

イ 町長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを納期限後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用する。

ウ イの申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(5) 国民健康保険税に関する経過措置

2 (2) は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第26号

松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、支給認定証の任意交付化に係る規定の整備をするもの

2 内容

支給認定証の任意交付化に係る規定の整備（第8条関係）

特定教育・保育施設は、保護者から特定教育・保育の提供を求められた場合に、必要に応じて、支給認定証により支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとし、支給認定証が交付されていない場合は、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に規定する通知により確認するものとする。

3 施行期日

公布の日

議案第27号

平成29年度松伏町一般会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	8,026,000千円
2 補正予算額	89,563千円
3 合計	8,115,563千円